|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ氏　　　名 | 　　　　　　　　　　　  |  　　　　　年　　月　　日生　　(　　　歳　) |  |
|  住　　　所 | 　 |
| 1. 病名

ＩＣＤコードは、右の病名と対応するＦ００～Ｆ９９、Ｇ４０のいずれかを記載 | (１) 主たる精神障害 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ＩＣＤコード(　　　　　)(２) 従たる精神障害 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　ＩＣＤコード(　　　　　)(３)身体合併症　　　　　　　　　　　　　　　　　　　身体障害者手帳(有・無)種別　 　級） | ②初診年月日主たる精神障害の初診年月日　　　年　　月　　日診断書作成機関の初診年月日　　　年　　月　　日 |
| ③発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容(推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する。) | (推定発病時期　　　　　年　　　月頃)＊器質性精神障害(認知症を除く)の場合、発症の原因となった疾患名とその発病日(疾患名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日) |
| ④現在の病状、状態像等(該当する項目を○で囲んでください。)(１)抑うつ状態１思考・運動抑制　２易刺激性、興奮　３憂うつ気分　４その他(　　　　　　　　)(２)躁状態１行為心迫　２多弁　３感情高揚・易刺激性　４その他(　　　　　　　　　　)(３)幻覚妄想状態１幻覚　２妄想　３その他(　　　　　　　　　　　)(４)精神運動興奮及び昏迷の状態１興奮　２昏迷　３拒絶　４その他(　　　　　　　　)(５)統合失調症等残遺状態１自閉　２感情平板化　３意欲の減退　４その他(　　　　　　　　　　)(６)情動及び行動の障害１爆発性 ２暴力・衝動行為 ３多動 ４食行動の異常 ５チック・汚言 ６その他(　　　　 　　　)(７)不安及び不穏１強度の不安・恐怖感　２強迫体験　３心的外傷に関連する症状　４解離・転換症状５その他(　　　　　　　　　　)(８)てんかん発作等(けいれんおよび意識障害)１てんかん発作　発作型(　　　　　　　)頻度(　　　　)最終発作(　　年　　月　　日)２意識障害　３その他(　　　　　　　　　)(９)精神作用物質の乱用および依存等１アルコール　２覚せい剤　３有機溶剤　４その他(　　　　　　　　　)ア乱用　イ依存　ウ残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲すること)エその他(　　　　　　　　　　　　)現在の精神作用物質の使用　有・無　(不使用の場合、その期間　　　　年　　　月から)(１０)知能・記憶・学習・注意障害１知的障害(精神遅滞)　ア軽度　イ中等度　ウ重度　療育手帳(有・無、等級等　　　　級)２認知症　３その他の記憶障害(　　　　　　　　　　　　　　　　　　)４学習の困難　ア読み　イ書き　ウ算数　エその他(　　　　　　　)５遂行機能障害　６注意障害　７その他(　　　　　　　　　)(１１)広汎性発達障害関連症状１相互的な社会環境の質的障害　２コミュニケーションのパターンにおける質的障害３限定した常同的で反復的な関心と活動　４その他(　　　　　　　　　　　)(１２)その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | ⑥生活能力の状態(保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。)１現在の生活環境入院・入所(施設名　　　　　　　　　)・在宅(ア単身・イ家族等と同居)・その他(　　　　)２日常生活能力の判定 (該当するもの１つを○で囲んで下さい。)(１)適切な食事摂取自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない(２)身辺の清潔保持、規則正しい生活自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない(３)金銭管理と買物適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない(４)通院と服薬(要・不要)　適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない(５)他人との意志伝達・対人関係　適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない(６)身辺の安全保持・危機対応　適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない(７)社会的手続きや公共施設の利用　適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない(８)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加　適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない３日常生活能力の程度　(該当する番号を選んで、どれか１つを○で囲んでください。)1. 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
2. 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
3. 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
4. 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
5. 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。
 |
| ⑦⑥の具体的程度、状態像 |
| ⑤④の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等［検査所見：検査名、検査結果、検査時期］ |
| ⑧現在の障害福祉等のサービスの利用状況　(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)　　 |
| ⑨備　考 |  |
| 上記のとおり、診断します。　　　　　　　　　　医療機関名称　　　　　医療機関所在地　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　電話番号　　　　　　　診療担当科名　　　　　医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ※障害等級等判定欄 |
| 　１級 | ２　級 | 　３　級 | 不　承　認　 | 精療神の通み院承医認 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |  |

　　　　　　　　　診　断　書　(精神障害者保健福祉手帳用)　　　こころの健康センター送付用